令和元年度 事務事業点検・評価報告書

令和 3 年 2 月 江戸川区教育委員会

# SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS





































「SDGs」とは、「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015 年の国連サミットで採択された 2030 年までの世界共通の目標です。

貧困、教育、環境、産業など 17 の目標と 169 のターゲットから構成され、すべての人が「自分ごと」として取り組むことで、住みよい社会が実現します。

江戸川区は、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けてSDGsに積極的に取り組んでいます。

令和元年度事務事業点検・評価をするにあたり、事業ごとに関連する SDGsを示しています。

#### 1 はじめに

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、各教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられています。

この報告書は、江戸川区教育委員会が効果的な教育行政の推進と区民への説明責任を果たすため、令和元年度の事務事業の管理及び執行状況について、学識経験者の知見を活用し、点検・評価を実施し、その結果をまとめたものです。

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

#### 2 令和元年度事務事業の点検・評価方法等

#### (1) 対象事務事業の選定

令和元年度に江戸川区教育委員会が取り組んだ主要な事務事業の中から、教育長、教育委員会委員及び教育委員会事務局職員の協議により、下記の3事業を点検・評価の対象として選定した。

#### (評価対象事業)

	評価対象事業名	所管課
1	「スクール・サポート・スタッフの配置」	教育推進課
2	「小学校への特別支援教室の全校設置」	学務課
3	「学校図書館司書及び学校図書館スーパーバイザー の配置」	指導室

### (2) 点検・評価の方法

点検・評価の流れ

対象とした事務事業について、当該事業の所管課が自ら点検・評価を行ったうえで、教育委員会が内部評価を実施し、その評価内容を学識経験者に提示し、外部評価を実施した。

# 内部点検・評価の視点

点検・評価の対象として選定した事務事業について、施策を実現するための執行実績を「成果」、「有効性」、「効率性」の視点から点検・評価するとともに、課題と問題点を洗い出し、今後の対応方向を示した。

# 外部評価の視点

点検・評価の客観性を確保するため、様々な分野で教育施策や人材育成に携わるなど、教育について高い見識を有しており、従前から本区の教育施策に対し指導、助言をいただいている学識経験者などから、点検・評価の対象とした事務事業の有効性と今後に向けた取組等に関する意見等を聴取した。

#### 評価指標

#### a. 内部評価

以下の評価指標をもとに5~1の5段階で評価を行った。

# (評価指標)

評価基準	主な評価指標			
成果	計画どおり事業が執行され成果をあげられたか ・年次目標・計画の設定は妥当であったか ・計画に即して円滑に事業を執行できたか ・目標とする効果・成果をあげることができたか			
有効性	教育目標達成に向けた有効な取組となっていたか ・事業内容は妥当であったか ・時代の要請に適応した事業内容となっていたか ・児童生徒の教育上、真に有効な取組であったか			
効率性	適切な手法・手段により事業が実施されたか ・適正な経費で目標とする効果を挙げられたか ・効率的な手法・手段となっていたか ・対象とする範囲は適正であったか			

# (評語の定義)

評語	内 容
5	計画に即して適正に事業が執行され、当初目標以上の 成果・効果が得られた。
4	計画に即して概ね適正に事業が執行され、当初目標と した成果・効果を得られた。
3	事業の一部見直し・改善を図っていく必要があるもの の、当初目標とした成果・効果をほぼ得られた。
2	当初目標とした成果・効果をあまり得られず、事業手 法や執行体制等、大きな見直し・改善が必要。
1	事業を廃止(または休止)

# b. 外部評価

# (評語の定義)

評語	内容
А	教育目標達成のために大きな効果がある事業であり、 引き続き事業を実施していくべきである。
В	教育目標達成のために一定程度の効果が期待できる 事業であり、さらに工夫、改善を加え、事業を継続し ていくべきである。
С	改善すべき点が多く、期待した効果が少ない。事業の 大幅な見直し、または廃止を検討する必要がある。

# (3) 学識経験者(外部評価者)

池 田 芳 和 東京福祉大学教授

並 木 正 東京理科大学特任教授

以上2名

# 3 各事務事業の評価

事	 業	<b>タ</b>	スクール・サポート・スタッフの配置
<del>事</del>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u>1</u>	スソール・リホート・スタッノの配直
事	業目	的	学校における働き方改革を推進するため、各学校に教員の庶務的業務を サポートする職員(臨時職員)を配置することで、教員の負担軽減を図り、 児童・生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を整備する。
			<b>実施内容・実績</b> 1 実施内容 (1)配置対象校
事	業概	要	区立全小学校(70 校)・中学校(33 校)  (2)業務内容(都活用事例集より抜粋)

#### (4)根拠規定(都要綱)

スクール・サポート・スタッフ配置支援事業実施要綱

スクール・サポート・スタッフ配置支援事業補助金交付要綱

補助金の対象となる賃金

時給:1,020円

補助金の対象となる1校あたりの配置上限時間

週30時間×42週

#### 2 実績

(1) 配置実績(令和2年3月31日現在)

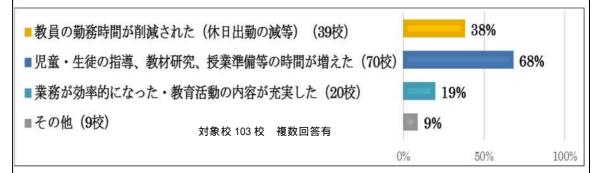
配置済校:103校

配置人数:158人

1 校あたりの平均配置時間数:週26.3時間

#### (2)配置効果

【表1】スクール・サポート・スタッフを配置したことにより 実感できた効果(令和元年度 都状況把握調査より)

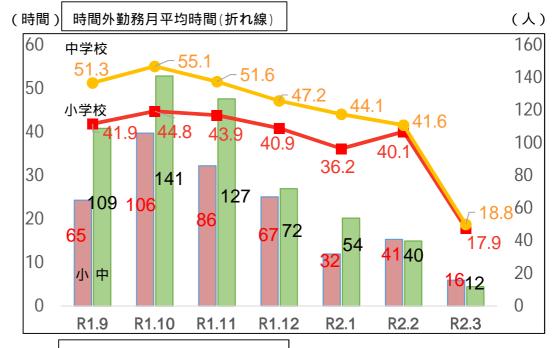


#### その他(9校)の回答内容

- ○制度を活用して間もないため効果はまだ実感できない(5校)
- ○業務を依頼する際に時間がかかり一時的に勤務時間が増加した(2校)
- ○業務を依頼する教員に偏りがある(2校)

#### 【表2】時間外勤務月平均時間と時間外80時間超の教員数

(令和元年度 区学校における働き方改革の現況調査より)



時間外80時間超の教員数(縦棒)

政府の新型コロナウイルス感染症対策の方針を受け R2.3.2 から臨時休業

#### 経費

113,997千円(内補助金経費 108,933千円)

#### (内訳)

- ・報酬(社会保険料本人負担分を含む) 109,463千円
- ・社会保険料(事業主負担分)

4,534千円

成果

スクール・サポート・スタッフ配置校を対象に、実感できる効果の調査(表1)を行ったところ、ほぼ全ての学校で、教員の勤務時間削減、または、児童・生徒指導、教材研究、授業準備等に充てる時間の増加等、スクール・サポート・スタッフの配置による効果が実感できている。

#### 内部評価

有効性

スクール・サポート・スタッフ導入後、教員の時間外勤務月 平均時間と月あたり80時間以上残業している教員数の推移(表 2)が減少傾向にあることから、本事業の目的である教員の負 担軽減に寄与している。

#### 効率性

スクール・サポート・スタッフの事務の手引きを作成し、勤怠管理や業務の指示・依頼など、校内ルールを定めることで、効果的に活用することができた。また、活用事例集やQ&Aを示し、幅広く業務に活用できた。

# 今後の課題

令和元年度の配置実施により教員の負担軽減や子どもの学びの保障に注力できる体制を整備してきたところだが、事業を開始した初年度であるため、 今後も継続的な効果検証を行っていく必要がある。

また、1 校あたりの配置上限時間(週 38 時間 45 分 x 52 週)まで採用していない学校が多いため、さらに活用の場を広げていく余地があると考える。特に新型コロナウイルス感染症対策等により、教員の負担がさらに増えることが予想されるため、スクール・サポート・スタッフが効果的に配置できるように、人材確保に努めていく。

#### 内部評価 5



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を 促進する

# SDGs17 の目標 関連項目



すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、 生涯学習の機会を促進する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ 生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・ パートナーシップを活性化する 「日本型学校教育」は国際的に高く評価され、子どもの人格的成長に大きな役割を果たしていることが認められている。このことは、先人の努力に負うことは大であるが、同時に学校関係者、とりわけ教員の献身的な努力に基づいている。

しかし、学校現場を取り巻く環境の複雑化・多様化する中で学校に求められる役割の拡大や授業改善への対応が求められる中、教員の長時間労働の改善が課題になっている。国においては、「学校現場における業務の適正化に向けて」の報告や「子どもと向き合う時間の確保を目指して」のガイドラインが示され、各方面で、改善に向けた取り組みがなされてきている。

江戸川区においては、「スクール・サポート・スタッフの配置」事業を設け、学校・教員を支援する体制を作ったことは時宜にかなった取組みであると考える。

この投資によって、教員の業務内容が改善されたことは明白であり、子どもと向き合う時間の確保に向けられたことは意義深い。困難な状況の中にあって、条件整備が行われた事実は、今後の学校の教育意欲が高まるものと思われる。一人一人の子どもに質の高い教育が行われることを目標としているSDGs の実現に向けて、さらに継続・充実を期待したい。

(池田芳和 東京福祉大学教授)

### 学識者意見

#### 外部評価 B

スクール・サポート・スタッフの配置は担任業務の軽減にとって重要であると考える。特にコロナ感染防止対策として、教室の換気や生徒が接触したと考えられる教室の各箇所の消毒等、担任一人で行うには負担が過剰である。そうした部分をスクール・サポート・スタッフに担ってもらうことによって、担任が児童・生徒の指導に関する業務に専念できるようになり、学級経営、授業運営において成果が上げられるものと期待される。

また、現在、大学で教職課程を担当している者としては、このような制度があることで、大学生が学校に関われることは、本人の資質向上のために重要であると考える。実際、教員として採用された学生から、スクール・サポート・スタッフとして従事しプリントの作成や授業の支援などを経験したことがとても有益だったという声も聴いており、学校に関わる機会の重要性を実感したところである。

今後は、人材発掘の観点からも大学との連携も視野に入れるべきと考える。留意点としては、私が在籍した自治体で副担任制度(教員免許を持っている方を採用する)があり、担任が副担任に授業をさせて、学級事務に当たることがあり、強く指導したことがあった。教員免許を持っているスタッフが入ったときに担任が過剰に業務を依頼することのないよう、十分指導することが大切である。 (並木 正 東京理科大学特任教授)

#### 外部評価 A

#### 事 業 名

#### 小学校への特別支援教室の全校設置

# 事業目的

東京都特別支援教育推進計画に基づき、発達障害の児童・生徒に対する支援として、全校に特別支援教室を設置する。発達障害教育を担当する教員が各校内に設置された特別支援教室を巡回して指導することにより、これまで通級指導学級で行ってきた特別な指導を、児童・生徒が在籍校で受けられるようにする。

#### 経緯

発達障害の児童・生徒への支援については、平成 16 年 12 月に公布された 発達障害者支援法第 8 条において、国及び地方公共団体の「適切な教育的支援、支援体制の整備その他必要な措置」を講じる責務が規定された。

また、平成 19 年 4 月の学校教育法の一部改正では、従来の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換が図られるとともに、特別支援教育の対象が、知的障害のない発達障害の児童・生徒にも拡大され、全ての学校において、特別支援教育を実施するものとされた。

発達障害の児童・生徒は全ての学校に在籍していると推測される中、これまでの情緒障害等通級指導学級等で指導・支援を受けているのは一部の児童・生徒に留まっており、発達障害の児童・生徒にとって、必要な指導・支援を実施するための施策が必要である。

そこで、東京都教育委員会は、平成 22 年 11 月に策定した東京都特別支援 教育推進計画第三次実施計画において、教員が巡回して発達障害教育を実施 する特別支援教室の全公立小学校への導入を発表した。

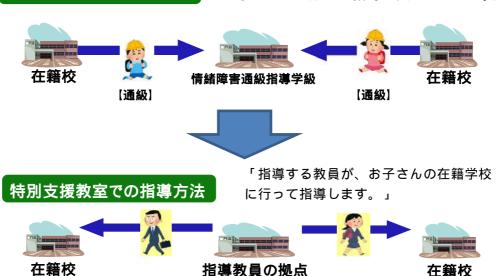
事業概要

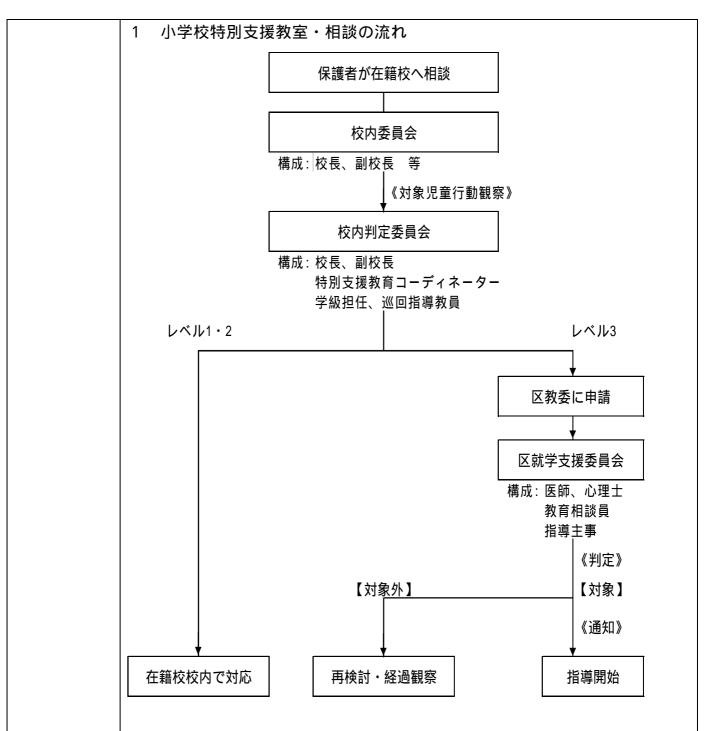
それを受けて、江戸川区教育委員会では、平成 28 年度から 2 グループ・ 18 校での先行実施に始まり、平成 30 年度には小学校全校に特別支援教室を 設置し、拠点校からの巡回指導を行っている。

#### 実施内容・実績

# 通級指導学級の指導方法

「子どもが通級して指導を受けています。」





#### (1)校内判定委員会

指導の対象となる児童の決定は、一次的には各学校で設置する「校内判定委員会」で、「特別支援教室での指導の対象」となるか否かの判定を行う。「特別支援教室の導入ガイドライン」(都教育委員会)に照らしてレベル3に相当し指導が必要と判断した場合、区教育委員会に必要書類を提出する。

レベル1	巡回指導教員や臨床発達心理士等の助言に基づく、学級担任の指導法の 工夫等により、児童が抱えている困難さへの対応が可能と思われる程度
レベル 2	校内・外の人的資源等を活用することにより、児童が抱えている困難さへ の対応が可能と思われる程度
レベル3	特別支援教室での特別な指導が必要と思われる程度

#### (2)江戸川区就学支援委員会

江戸川区教育委員会は、支援が必要な児童の就学先や支援について、 教育学、医学、心理学の専門的知識を有する者の意見を聴く組織として、 就学支援委員会を設置している。

特別支援教室の対象判定には、委員長(都立養護学校長経験者) 医師、 心理士、特別支援教育相談員、指導主事の各委員が出席し、申請児童に ついて総合的な判断を行う。

#### 2 小学校特別支援教室・グループ編制一覧

グループ拠点校	巡回校
平井南	小松川・小松川二・平井・平井西・平井東
船堀二	西一之江・東小松川・船堀
本一色	二松江・西小松川・三松江・鹿本・上一色南
二之江三	葛西・二之江・二之江二・一之江・一之江二
東葛西	二葛西・四葛西
五葛西	三葛西・六葛西・宇喜田
清新ふたば	七葛西・西葛西・新田・清新一・臨海
南葛西三	南葛西・南葛西二
下鎌田	瑞江・春江・下鎌田東・下鎌田西・江戸川
鹿骨東	新堀・鹿骨・松本・篠崎二・篠崎四・篠崎五
小岩	東小岩・下小岩・下小岩二・南小岩・南小岩二
大杉東	松江・大杉・大杉二
南篠崎	篠崎・篠崎三・鎌田
北小岩	上小岩・上小岩二・西小岩・中小岩

# 3 小学校特別支援教室の児童数の推移(各年度5月1日)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
336 人	415 人	467 人	619 人

	経費16,115千円(内訳)・就学支援委員会等委員謝礼4,090 千円就学支援委員会委員長、医師謝礼226 千円各校実施児童ケース会議医師謝礼3,864 千円・指導教材購入、しおり印刷等5,769 千円・郵便料28 千円・児童精密検査委託36 千円・指導教材等備品購入6,192 千円	
	成 果 発達障害のある児童への支援が、これまでの「児童が情緒 障害等通級指導学級に通級して指導を受ける」から「巡回指導 教員が児童の在籍校へ巡回して指導する」方式に変更したこ で支援を受けられる児童が増加した。	
内部評価	有効性 児童の他校への移動時間がなくなり、在籍学級での学習時間確保された。 保護者の送迎の負担がなくなった。 通常学級に在籍の知的障害がなく発達障害のある児童の多く 対象となり支援が受けられるようになった。 巡回指導教員と在籍校の学級担任等との連携がしやすくなり 指導が充実してきた。 対象児童の判定は、在籍校の校内判定委員会の検討を経て、 区就学支援委員会で、専門的知見を有する医師・心理士等が 出席のうえ、総合的な判定が実施できている。	くが )、
	効率性 対象児童の申請が増加している。担当係で事前に申請書の料等を行っているため、区就学支援委員会の判定が効率的に実施 きている。	

# 今後の課題

区就学支援委員会には、医師・心理士等の専門的知見を有する者の意見を 聴取し、判定を行うことが求められる。年5回開催の就学支援委員会の内、 心理士は全回出席したが、医師不在の会が2回あった。医師も全回出席でき るように日程等を調整していく必要がある。

また、引き続き、特別支援教室の巡回指導教員を対象とした、有効な専門 研修(巡回指導向上研修、実地研修等)の充実を図っていく。

#### 内部評価 4



あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を 促進する

# SDGs17の目標 関連項目



すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、 生涯学習の機会を促進する



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ 生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



各国内及び各国間の不平等を是正する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・ パートナーシップを活性化する 誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会の実現が求められている。その中で、障害者に対する「合理的配慮」の一層の充実が求められている。「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者・学校と本人・保護者により、発達の段階を考慮しつつ、可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいとされている。

それ故、就学支援委員会の充実と学校・保護者との合意形成が大きな課題である。江戸川区の状況を見ると、就学児童数の増加が示すように、円滑な相談体制ができているものと考えられる。

従来の通級学級は、通級学級を置いている学校に子どもが通い、障害克服のための個別指導を受けていたが、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画においては、「子どもが動く」から「教員が動く」へ転換され、児童生徒の負担の軽減が担保されるように改善された。14のグループ拠点校を設置し、多くの児童が障害の改善に向けた、専門的な教育が享受できるようになったことは、「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」、SDGsの目標にかなったものとなっている。共生社会に向けて、一層の充実を期待したい。

(池田芳和 東京福祉大学教授)

#### 外部評価 A

#### 学識者意見

近年発達障害のある児童・生徒の増加が課題になっている。保育園での話ではあるが、保護者に自分の子が発達障害であるとの認識のない発達障害の幼児への対応に苦慮している話を実際に聞いている。

私が校長として在籍した中学校でも非行傾向の強い生徒に発達障害が認められたり、学級の中でのトラブルも発達障害の生徒が関係したりしていた。また、保護者にも発達障害に対する認識が浸透しつつあり、学校での対応が求められるようになってきている。

このような状況で、小学校でも発達障害に苦慮しているであろうことは十分想像される。発達障害は決して治療が可能な障害ではなく、本人が障害を自覚して、対応力を身に着けるしかない。この過程には指導する側に大変な労力がかかる。特に自己を客観視することが難しい低学年ほど指導が難しい。このような児童については、通級で他の学校で適応指導を受けるよりは、自校で受ける方がはるかに効果的であり、児童も通級にかかる時間がなく、安心して学級との行き来をすることができる。

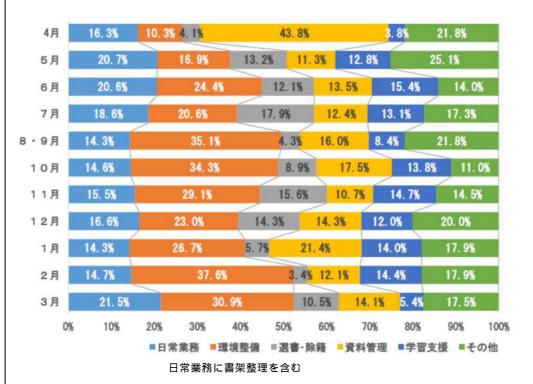
このような指導に当たっては、指導を受ける児童は通常の学級に在籍するので、学校には障害のある児童に対して、排他的にならない学級経営が求められる。また、特別支援教室の担当と担任との連携を図ることも求められ、所属する学級担任の力量が問われるので、通級指導の教員の研修も重要であるが、特別支援の必要な児童を通常の学級で持つ担任教員の研修も充実させる必要がある。 (並木 正 東京理科大学特任教授)

#### 外部評価 A

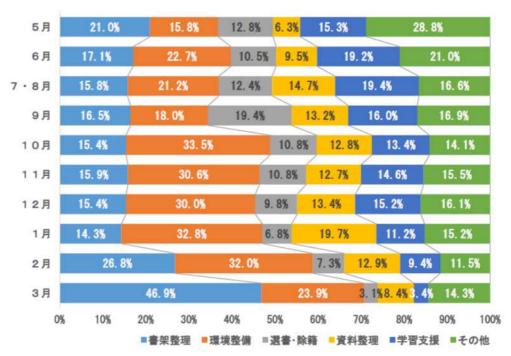
事	業	名	学校図書館司書及び学校図書館スーパーバイザーの配置						
事	業目	的	「読書科」をはじめとした各教科等における学校図書館活用を推進するために、図書に関する専門家を配置し、豊かな読書活動及び探究的な学びを育む学校づくりを推進する。						
			【学校図書館司書】						
			. 実施内容・実	. 実施内容・実績					
			1 . 実施内容						
			(1)対象						
			区立全小学	校 ( 70 校 )・中学	校 (33 校)				
			(2)配置方法(	業務委託)					
				度から令和 3 年度 年 35 日、週 1 日		全ての小・中学	校に		
			(3)業務内容	(3)業務内容					
			配架整理、蔵書点検、書架出納等カウンター周辺業務 環境整備支援 選書・除籍補助 会議への参加等の学校との連携						
重	業概	要	教職員、学校応援団の図書ボランティアからの相談対応						
3,	* 10%	×	資料整理業務 地域公立図書館との連携						
			学校応援団の図書ボランティアとの連携						
			授業及び学習支援業務*、児童・生徒の読書習慣の定着を図るための根談業務						
			の相談業務						
			* 調べる学習の際に必要な図書資料の準備、学校図書館の図書分類 についての説明、絵本の読み聞かせ 等						
			2.実績						
			(1)年度別配置校数(小学校 70 校・中学校 33 校)						
				平成 30 年度 令和元年度 令和 2 年度 令和 3 年度					
			26 校 26 校 25 校		25 校	26 校			

#### (2)月別勤務実績

#### 令和元年度実績



平成30年度実績(4月は実績なし)



#### 経費

令和元年度 歳出決算値 17,637 千円 (内訳)委託料 17,637 千円

# 【学校図書館スーパーバイザー】

実施内容・実績

1 実施内容

#### (1)対象

全小・中学校

#### (2)配置方法(会計年度任用職員)

平成 28 年度から教育委員会指導室に1名配置。各学校からの派遣申請を受け、時間単位で派遣が可能

#### (3)業務内容

学校からの相談業務(学校図書館運営方法・環境整備・蔵書・

配架・読書科・読書活動等)

教育委員会指導室主催の研修講師

各学校の校内研究会や小・中学校の教育研究会の講師 改築校や統廃合校の学校図書館の設計等に関する助言 学校図書館司書と協働した学校図書館整備及び活用促進

#### 2 実績

#### 令和元年度実績(派遣回数)

	合計	環境整備	研修	司書配置校への 指導・助言
小学校	172	50	10	112
中学校	94	29	3	62

#### 平成30年度実績(派遣回数)

		環境整備研修	研修	司書配置校への
	ī		₩/ I I I I I	指導・助言
小学校	144	48	13	83
中学校	110	68	1	41

#### 経費

令和元年度

歳出決算値 3,226 千円

(内訳)

報酬 2429 千円 共済費 749 千円 旅費 48 千円

#### 成 果 【学校図書館司書】

年度当初に学校図書館司書配置校の「蔵書冊数調査」を行い、 各学校の蔵書分類比率を明確にしたことで、新規購入本や廃棄 本の選定の参考となった。

学校図書館司書がプロの視点で各学校の配架状況を確認し、 教職員と連携を図りながら環境を整えることで、1年間で 児童・生徒の図書館活用率を高めることができた。

改築校など、学校図書館の環境が整っている学校においては、学校図書館司書と教員が連携し、探究的な学習を展開することで、児童等が図書資料を活用した充実した学びを行うことができた。

#### 【学校図書館スーパーバイザー】

内部評価

平成 29 年度の派遣回数は 222 回、平成 30 年度は 254 回、令和元年度は 266 回と年々増え続けていることから、学校図書館スーパーバイザーの支援を受けながら学校図書館運営を行う学校が増えてきたことが分かる。

また、学校図書館スーパーバイザーの指示・助言を受けることで、学校図書館司書と教員の連携がスムーズになり、図書を活用した探究的な学びが積極的に行われるようになった。

#### 有効性 【学校図書館司書】

「読書科」等における探究的な学びを進める本区にとって、 常に環境が整っている学校図書館は、児童・生徒にとって活用 しやすく、学びの質を高めることができる。

また、多岐にわたる仕事を抱える教員は、定期的に学校図書館の整備に時間を割くことが困難であるため、学校図書館司書から助言を得ながら作業を分担することで、効率的に環境を整えることができ、「働き方改革」にも繋がっている。

#### 【学校図書館スーパーバイザー】

各学校では司書教諭を中心に学校図書館を運営しているが、司書教諭の力量や経験年数は様々であるため、いつでも学校図書館スーパーバイザーの支援を受けられる体制は、学校にとって心強い。また、要請に対して、日時や回数を柔軟に設定することができるため、学校にとって活用しやすい事業である。

学校図書館スーパーバイザーの助言を受けながら指導主事が次年度学校図書館司書配置校の環境を確認し、書架の買い替え等の必要な対応を済ませておくことができた。また、改築校や統廃合校の学校図書館の設計について、他部課の職員からの相談を継続的に受けてきた。

学校図書館スーパーバイザーは区内公立小・中学校の学校図書館の環境はもちろんのこと、他地区の学校図書館についても熟知しているため、指導主事や区職員にとっても必要な助言を得ることのできる存在であることも含め、有効性が高いといえる。

#### 効率性 【学校図書館司書】

本事業を業務委託で実施することで、欠員なく学校図書館司書を配置することができる。また、月1回の業務報告会により、学校図書館司書の業務内容や各学校の整備状況を確認した上で、更に必要な業務を依頼できる。

#### 【学校図書館スーパーバイザー】

学校図書館スーパーバイザーが学校図書館司書との連携を密にしているため、年度による学校図書館司書配置の有無にかかわらず、どの学校においても共通認識のもとで、効率よく環境整備等が進められている。

「チーム学校」の一員として、教員と学校図書館司書や学校 図書館スーパーバイザーが協働することで、学校の教育活動の 質の向上が図られている。特に、読書科の活動が充実し、調べ る学習コンクールへの出展やビブリオバトルの開催、卒業論文 作成など、学校の特色ある教育活動に寄与している。

#### 【学校図書館司書】

令和3年度末をもって4年間の学校図書館司書配置計画が終了する。 すでに配置が終了している学校においては、教員や学校応援団(地域 ボランティア)だけでは学校図書館の環境を維持することが難しくなっ ており、学校からは学校図書館司書配置の継続の声が多く上がっている。

また、学校図書館の環境を整えることに多くの時間を費やしてしまい、 教員が学校図書館司書に「計画的な授業支援」を依頼できないまま1年 間を終えてしまった学校も存在した。

4年間にわたる学校図書館配置計画の3年目を迎えている今、今後の 配置の在り方について、検討していく必要がある。

#### 今後の課題

#### 【学校図書館スーパーバイザー】

学校図書館司書を各学校に常駐させることができていないため、その 隙間を埋める役割を担っている学校図書館スーパーバイザーの存在価値 は大きい。しかし、1人で全103校を対象としているため、年度内にす べての学校に訪問することは不可能であり、頻繁に派遣要請が入る学校 とそうでない学校との差も広がっている。

学校図書館スーパーバイザーの活用をより促進するために、指導主事が学校図書館の環境を視察し、授業による活用状況等を確認した上で、必要に応じて校長に派遣要請を勧めていく必要がある。

また、環境整備のための派遣にとどまらず、研修の講師や会議への参加、学校応援団(地域ボランティア)への助言等の要請にも十分応じられるということを更に周知していく必要がある。

#### 内部評価 4



すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、 生涯学習の機会を促進する

# SDGs17 の目標 関連項目



包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ 生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・ パートナーシップを活性化する 学校教育において、欠くことのできない学校図書館については、「読書センター」としての機能、「学習センター」としての機能、「情報センター」としての機能が求められ、児童生徒の主体的、自発的な学習活動や読書活動の充実に資することが期待されている。

江戸川区においては、平成23年に文部科学省教育課程特例校指定を受け、試行を経て平成26年度から「読書科」の全面実施を行ってきている。この教科は、「読書に親しむ時間」「読書から学ぶ時間」を核として、「主体的に読む子ども 問い続ける子ども」を目指す、全国でも例を見ない江戸川区の教育の特色を示すものである。この教科を設置しての学校の自己評価や関係者評価によれば、「子どもたちが本を読んで新しい発見ができたり、問題を追究する態度ができたりしてきている。」とされている。

このことは、「学校図書館司書及び学校図書館スーパーバイザーの配置」 事業の環境条件の整備があってこそであると考えられる。各学校の教育課程 と本事業が相乗的な効果を高めていることは、全国の教育関係者にとっても 参考になる事例であると考える。

日本型学校教育は世界の注目を集めている背景に、質の高い教育を追究すると同時に社会貢献を可能とする時代を担う人間の育成がある。江戸川区において、学びの場の環境整備の充実が今後とも充実していけるよう期待している。 (池田芳和 東京福祉大学教授)

#### 学識者意見

#### 外部評価 A

江戸川区では読書科を設置しており、読書教育の推進を図ることが求められている。近年携帯電話の所持が浸透してきており、児童・生徒の読書離れが著しい。読書よりもユーチューブになっているのではないか。大学生もテレビよりユーチューブの傾向が強い。しかし、思考は言語で行われており、多くの視覚的情報は感覚を刺激するが、思考を刺激することは少ない。

思考力を鍛えるには、読書が一番であると考える。活字を読み、行間にある著者の考えや、登場人物の表情を想像して、自分の頭の中に作り出す。これが思考力であり、想像力である。そのためには低学年のうちから活字に親しませることが必要である。

学校図書館図書標準が文科省から示されて以降、学校図書に予算が付けられて、ほとんどの学校で標準冊数に達していると思われる。また、学校図書館法によって司書教諭の配置が推奨されているので、どの学校にも最低 1 名の司書教諭が在籍しているはずである。ところが司書教諭に授業軽減の仕組み等はなく、担任や副担任の業務をしながら図書館の業務をすることになり、蔵書数の多い学校では、蔵書管理から図書指導まですべてに手を回すことはできない。

このような状況にあって、学校図書館司書及び学校図書館スーパーバイザーの配置は学校図書館を活用した授業の実施や生徒の読書量の増加に不可欠であると考えられる。授業での活用にはどのような書籍があるか、どのような活用方法があるのかアドバイスがあれば、担任も活用しやすい。どの担

学識者意見

任も学校の蔵書についてある程度の知識があれば、生徒の読書支援もしやすくなる。また、私が校長として在籍した中学校では、当初昼休みや放課後に生徒指導の観点から学校図書館は鍵をかけて閉じていたが、中学生のお子さんをもつ図書指導員の配置によって、昼休みと放課後に図書館を開けることができるようになり、図書の貸し出し数が飛躍的に伸びた経験がある。すなわち学校図書館を適切に管理することから図書の活用が始まる。ぜひ、江戸川区の児童・生徒の思考力、想像力向上のためにこの事業を継続、発展させていただきたい。 (並木 正 東京理科大学特任教授)

#### 外部評価 A

#### 4 おわりに

江戸川区教育委員会では、「こころ豊かに たくましく 教育の江戸川区」 という教育目標を掲げ、様々な教育施策を推進しています。

今回、令和元年度に実施した事業の中から3事業を抽出して、自己点検・評価を行い、学識経験者の意見を伺いましたが、おおむね目的に対して有効に事業が展開されているという評価にいたりました。

しかし一方で、今後も事業を継続していくにあたってはさまざまな課題が あることも挙げられました。

時代の変化とともに、教育課題や区民・保護者のニーズは変化していきます。限られた財源の中でそれらに対応した施策を充実させるために、今回点検・評価を実施した事業のみならず、すべての事業について継続的に検証を行い、適正な見直しを行っていく必要があります。

今後も、未来を担う子どもたちの健やかな成長のために、より効果的な施 策の展開を目指してまいります。